

質問回答書

市役所会議室棟新築工事（設計・施工）事業者選定公募型プロポーザルへの質問について、実施要領6-2(3)に基づき以下の通り回答いたします。

国立市 行政管理部 総務課

質問No.	質問対象(書類・業務)	質問	回答
1	実施要領 1-5 契約形態	工事請負契約は設計完了時に精査とありますが、設計業務時に提出する見積金額が契約金額になるでしょうか。	お見込みの通り、原則としてプロポーザル時の提案金額が工事請負金額となります。なお、精査とは実施設計において詳細な内訳を確認させていただくことを意図しております。
2	実施要領 1-6 業務期間	設計業務委託の工期は～2025/1/15までとあり、建築確認済証の原本提出までを指すと記載があります。打合せ・承認期間等を考慮すると、業者決定後、直ちに作図着手とは考えられず、きわめて短期間です。設計業務委託期間の延長は可能でしょうか。	可能です。 ただし、年度内に市の完了検査を受検し、合格していただくことが必須となることから、設計業務の完了日は最長2月末までとします。なお、工事工期は11月までとします。
3	実施要領 10.プレゼンテーション審査 (二次審査) (4)	プレゼンテーション時に、より分かりやすく説明をするため企画提案書以外の追加資料の提示は可能でしょうか。	本プロポーザルにおいては可能とします。
4	要求水準書 2.10 別途発注する工事	本プロポーザルと、別途設計・別途工事となる外構工事の区分が不明瞭です。建築確認申請に係る外構工事と、インフラ（電気引き込み、給排水の敷地内埋設工事）は本事業に含み、その他は別途と考えてよろしいでしょうか。	建築確認申請に係る外構の設計及びインフラに係る外構工事（ご質問の通り）は含むものとします。 上記以外（緑化工事を含む）については別途外構工事となります。

5	要求水準書 3.2.2 施設計画	屋外行政活用スペースはスペースを確保した配置計画のみ、本事業に含み、設計・施工は別途と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 ただし、屋外行政活用スペースに屋根スペースは含みません。
6	要求水準書 3.3.4 安全管理 (1)	交通誘導員は常駐でしょうか。	常駐の指定はありませんが、資材搬入等により車両が頻繁に出入りする工程においては配置してください。 また、交通誘導員がいない場合でも、車両の出入りにおいては、同乗者又は現場職員が道路境界付近にて誘導するなど、第三者への安全管理を徹底してください。
7	設計業務委託仕様書 4.5 工事費の積算	工事費の積算は見積書の提出でよろしいでしょうか。	見積書形式による提出で構いません。
8	設計業務委託仕様書 4.7 設計業務の内容 (1) ④	工事費内訳書の作成は見積書の提出でよろしいでしょうか。	上記の通りです。 ただし、内訳書においては可能な限り詳細に明記することとし、面積や数量等を記載してください。
9	設計業務委託仕様書 4.7 設計業務の内容 (1) ⑦	固定資産台帳記載の為の建物・建物附属設備種類別内訳の作成は本件該当するでしょうか。	該当しません。
10	設計業務委託仕様書 6.1 設計業務の着手 (4)	「外構工事と併せて整備が必要な設備については、二次製品等の場合は支給品として市に提供し、支給品とすることが困難なものは市と協議の上、外構工事事業者において整備するものとする。その際の費用負担は受注者が負うものとする。」と記載がありますが、具体的にどのような事項を想定しているのでしょうか。	点字ブロックの支給などを想定しています。

11	設計業務委託仕様書 6.7 設計業務の成果物 (1)イ、ウ、エ	工事内訳書、数量計算書、見積書は共通で見積内訳の提出と考えてよろしいでしょうか。	お考えの通りで構いません。
12	設計業務委託仕様書 6.7 設計業務の成果物 (1)エ	設計完了後の見積金額が、提案時の価格と異なる場合は実施設計完了時の見積金額にて工事請負契約となるという理解でよろしいでしょうか。	貴社の都合(提案時からの製品見直し、積算の誤り等)を要因とする場合は金額の増額変更は認めず、質問No.1の通り提案金額による契約となります。なお、提案の性能等が維持されたまま、設計の見直しによる減額が生じた場合は、その設計金額とします。 市からの要求事項又は、大幅な物価変動を要因とする場合は協議により対応を決定させていただきます。
13	設計業務委託仕様書 6.7 設計業務の成果物 (2)エ	PUBDIS登録書の提出は本件該当いたしますか。	該当します。
14	-	本件の工事監理者は貴市でよろしいでしょうか。	工事監理者は受注者において配置してください。
15	-	テナントスペースについて、建築確認申請上の用途設定をご指示ください。	「08438:日用品の販売を主たる目的とする店舗」を参考として想定してください。 なお、入居するテナントは現在のところ未定であり、建物存続期間中の変更もあり得るものと考えております。
16	-	仮囲いは東側は既存のまま、残り3面は既存フェンスにメッシュシート掛けと考えてよろしいでしょうか。	可能です。 ただし、設置前に現状の写真撮影をお願いします。 また、隣接する民間活用地側で一部フェンスが無い範囲については、侵入防止を目的とした仮囲い設置のご検討をお願いします。その際、B型バリケードを使用する場合は、下部の鋼板と枠材の隙間に指を挟まないようにする(養生テープで隙間を塞ぐ、メッシュシートで覆うなど)対応をお願いします。